

〈余暇活動〉とは何か

—知的障害者の社会参加という観点から—

中道 紗耶香

目次

はじめに

1. 資本主義社会の「余暇」と「生活」
 1. 1 社会変動にともなう「余暇」の変質
 1. 2 不安定な現代日本の「生活」

2. 知的障害者の〈余暇活動〉支援の紹介
 2. 1 スペシャルオリンピックス
 2. 2 エイブル・アート
 2. 3 移動支援

3. 〈余暇活動〉を支援すること
 3. 1 障害者福祉の社会的責任
 3. 2 〈余暇活動〉の可能性

4. 障害者福祉としての〈余暇活動〉支援
 4. 1 ノーマライゼーションの原理
 4. 2 社会参加としての〈余暇活動〉支援
 4. 3 これからの〈余暇活動〉

おわりに

参考・引用文献

はじめに

私には知的障害をもつ兄がいる。幸いにも、兄を恨むことも自分を不憫に思うこともなく生きてきた。大学で福祉社会学を専門に選んだのも、身近な問題という意識があったからだ。幼心にも漠然と知的障害者に対する風当たりの強さを感じていたが、講義で学んだことや、兄の生活の変化によっていくつかの気づきを得た。

まず、「移動支援」のサービスを利用しはじめたことによって家族の付き添いなしに外出できるようになった。障害をもつ人にとって法律は日常生活に大きく影響するものだと気付くと同時に、映画観賞やカラオケなど娯楽といえる活動が公的に補助されることに驚いた。次に、「アール・ブリュット」をテーマにした公募展で兄の絵が入選した。作品が個人的な創作ではなく通所施設の日中活動で描いているものだった上に、突然評価されはじめたので家族一同戸惑った。世間の目といった環境の変化はとても影響力が強いことを実感した。外的な要因がなければ、兄は社会との接触が少ないままだったのではないかと思うと悲しくなる。もちろん通所施設での労働も社会参加といえるが、与えられた仕事をこなすことはどちらかというと受動的な活動かもしれない。能動的で生き生きとした生活のためには、やはり労働以外の創造的な時間も必要ではないだろうか。

知的障害をもつ人たち（以下「知的障害者」と略す）の余暇活動支援を、就労支援以外の福祉の可能性として提案したい。社会参加という観点から考えることで、その妥当性や意義を明らかにすることができるのではないだろうか。

余暇活動を社会参加という観点から捉えなおすにあたり、本論文では以下のような構成をとる。はじめに一章で、そもそも「余暇」および「余暇活動」がどのように扱われてきたかその歴史や価値観を確認する。また、日本型福祉の変遷を辿り「生活」の現状について述べる。続く二章では、余暇活動のもつ力を探るために、スペシャルオリンピックス、エイブル・アート、移動支援など現在行われている余暇活動支援の発足背景や規模、理念、活動内容を紹介する。その後の三章では、知的障害者の社会参加がいかに困難であるかを確認し、現状に変化をもたらす可能性をもつ余暇活動について論じる。以上を踏まえて四章では、余暇と生活の定義や意義について再検討し、障害者福祉としての余暇活動の支援を整理したうえで、新たな余暇活動概念の必要性を述べる。

1. 資本主義社会の「余暇」と「生活」

1. 1 社会変動にともなう「余暇」の変質

知的障害者の余暇活動支援について考えるにあたり、余暇がそもそも人々にどのように扱われてきたかを確認し、本論における「余暇」および「余暇活動」の意味を明確にする。

ひとまず手元にある国語辞典（旺文社[第十版]小型版）を引くと、余暇は「仕事のあいまの、自分が自由に使える時間。ひま。いとま。」と記載されている。この国語辞典によれ

ば、余暇は「仕事」を前提にするものとして定義される。「仕事」とは、いわゆる職業としての、生計を立てるための労働のことを指すだろう。しかしそれでは、労働に従事していない人々に「余暇」は存在しないことになってしまう。社会における労働の歴史を概観することで、「余暇」に対する人々の意識やその使い方を探る。

今村(1998)は、近代の労働観の考察を手助けするものとして、近代と対照的な労働観をもつ古代ギリシアをとりあげている。古代ギリシアは、手仕事一般は奴隷的なものであるという低い見方が共有され、価値基準が自由時間に置かれる「余暇の文明」であった。近代以前の「余暇」は仕事のあいまではなく、まったく労働から解放された自由な時間を意味する。労働から解放された、事物の制作をしないという意味での無為が理想とされた。無為は物を制作しないが、政治共同体のような公共の事物に携わることや、哲学的な思索を可能にする。余暇をもち、そのなかで活動的に生きることが「自由な人間」の象徴であったことが分かる。こうした理念は、古代ギリシアだけでなく民主政／帝政ローマの時代にも、さらには封建時代の君主や貴族の行動のなかにも息づき、おそらくは西洋だけでなく近代以前の東洋またはアジアの諸社会でも生きていたとしている。自由時間を持たない被支配者たちもこの余暇と無為の肯定的価値基準を共有していた。

ところが、西欧で近代的な商品経済と初期資本主義が台頭していくなかで、それまで隷属的とみなされてきた労働に対する価値観が変動しはじめる。労働なくして近代経済は成り立たないために、徐々に否定的なものから肯定的なものへ、格下げ状態から格上げ状態へと移行しはじめたのだ。同時に、それまで文明の価値基準として通用してきた余暇と無為への価値観も変動し、労働の必要が高まるにつれて格下げをされるようになる。「この転換において注目すべきは、無為が怠惰に変質するという事実である。」(今村 1998:162)と指摘されているように、余暇から多忙へ、無為から勤勉へ、社会の精神的軸心が移動した。自動的に変質したのではなく、社会構造の変動とともに、人々は無為を怠惰とみなすようになったのである。

初期近代は、「自由な人間」として政治に携わっていた王侯や貴族に怠惰の烙印がおされ、近代資本主義によって資本家階級の市民（ブルジョア）が力をつけていく闘争の時代であった。18世紀の後半にフランス革命が起こり、資本主義的生産の発達を妨げていた絶対王政が打倒されると、古い価値が解体され新しい価値が上昇する。余暇と怠惰は徹底的に非難され、多忙な生活としての産業的生産活動と勤勉倫理が賞賛された。19世紀は産業者の時代が訪れ、企業家も労働者も同じ勤勉倫理を共有していた。労働のなかに人間的なものがあり、労働の本質は人間の本質であるとまで宣伝されるようになる。「余暇」が労働に従属する、労働の後についてくる余りものの時間として扱われるに至った転換点が、近代社会成立にあったことが分かる。

20世紀は労働が主体の社会として、近代化の進んでいた欧米も、それに追いつこうとしていた日本も、長時間労働の時代だった。長時間労働によって心身ともに疲れ果てた労働者は、余暇を疲労回復のための休息・休養に使い、次の労働にそなえるしかなかった。この時代には最早、余暇を創造的な活動にあてることはほとんど不可能であった。過酷な生活に不満を募らせた労働者たちは、労働時間の短縮を求め団結して経営者と闘うことにした。19世紀は「国家」という共通の敵と闘った両者だが、20世紀には非人道的な搾取が原因で敵対することになったのである。労働者は、ストライキや労働組合の結成といった手段

により、労働時間の短縮を勝ち取ることに成功する。それに加えて、公衆衛生の整備や医療の進歩による平均寿命の伸びによって、余暇の量的拡大がもたらされた。

1990年代に入ると、余暇の質的転換がはじまる。情報化社会の発展にともなって、デザイナーやプログラマーなど人によっては楽しんで取り組める職業が出てきた。「労働と余暇」という二分法が通用しなくなり、労働が主体で余暇が従属的に後からついてくるとは一概にいえなくなった。そうした労働と余暇が融合した状態を明確に表現する語ははまだ打ち出されていない。また、それまで単に「余暇」と表現されていた時間や活動についても、定義が確立されていない。瀬沼(2002:13)は「自分が自分らしくなれる時間、または活動が、最も自分が活性化できることであろう。内的に自分が最も活に満ちた状態になれる。この時間、または活動は、とても余暇という言葉では表現できない。自由時間という空白に満ちて無色透明の時間と、活力に満ちた時間、楽しくてしかたがない状態、自分が最も自分らしくなっている時間とは、かなり違った表現を必要とする。」と指摘している。「余った暇ではなく、最も大事な時間、労働に従事するのが仮の姿としたら、ほんものの時間、ほんものの自分を表現する時間」という意味で「本暇」という言葉を用いていたが、あまり浸透せず普及しなかったため、「活力」という言葉を新たに提案している。

本論文では、量的拡大とは違う質的变化に注目するために、「仕事のあいま」と限定しない、単なる「自分が自由に使える時間」として「余暇」を定義する。また、余暇に行う活動は、「他人に強制されず自分の興味やペースによって主体的に、人間的に充実した活動」を行う意味をこめて以下〈余暇活動〉とカッコに入れさせていただく。

1. 2 不安定な現代日本の「生活」

労働を余暇の前提にしないと定義したことによって、〈余暇活動〉は日常生活の一部として行われるべき活動になる。しかし、「生活」はあまりに一般的な言葉であるため、こちらでも改めてその内実を考えたい。

再び手元にある国語辞典(旺文社[第十版]小型版)を引くと、生活は「①生きて活動していること。②人が社会で暮らしていくこと。経済的に暮らしを立てていくこと。暮らし。」と記載されている。第一の意味は、人間以外の動物にも使える広い定義だろう。第二は、「社会」という生活の「場」や、「経済」という「活動」を含有していることが分かる。生活の「場」とそこで行われる「活動」は、人間的な生にとって欠かせない要素といえるのではないだろうか。日本社会の仕組みや経済の趨勢を概観し、日本における「生活」を整理することで、「生活」に対する人々の意識を探る。

森岡(1995)は、戦前の日本社会を天皇主権にもとづく「国家中心社会」、戦後を経済成長第一主義の「企業中心社会」と表現した。「イエ」や「ムラ」から成る伝統的な農業社会が「個人中心社会」に変動しなかった理由として、戦後復興後の高度経済成長を担った企業の価値規範が、国民の社会生活全般に企業活動を超えて大いに影響したことを挙げている。年功序列・終身雇用・企業内福祉といった日本の経営によって、個人生活や家族生活さらには地域生活までもが企業活動に従属し、農業社会から高度工業社会へ様々な改革がなされた。1960年代の高度経済成長にともなう農村から都市への大きな人口移動は、農村における過疎、大都市圏における過密の問題をもたらし、地縁や血縁にもとづく伝統的な地域

共同体の崩壊を招いた。「生活」の「場」は農村から都市へ、「活動」は農業を中心とする第一次産業から重工業を中心とする第二次産業へ、社会構造が変動したのだ。

1970年代の石油危機（オイル・ショック）は先進工業諸国に深刻な経済的混乱を与えたが、日本の企業は「減量経営」として人員削減による合理化を行い、例外的に不況を乗りきることに成功した。経済成長を維持するために、労働者の恒常的残業を制度化し定着させたのだ。1980年代後半にはリゾート開発やその他の過剰投資でバブル経済が膨張し、同業社との過度な競争のなかでノルマに追われるようになる。年間3,000時間を超える超長時間労働と過労死が社会問題として浮上し、海外でも知られるようになった。就業者の平均年間総実労働時間の国際比較¹を見ると、日本は先進諸国のなかでも著しく労働時間が長かったことが分かる。大倉(2002)は文字通り死ぬほど長時間働く日本人について、「会社人間」としての「一社懸命」の生き方が企業社会で働くサラリーマンのエートス（生活倫理）になっていたと分析する。日本的経営が急速に破綻しても、企業内人生を全うすることが人並みの幸せに通じると信じられていたのだ。したがって、恒常的な残業やいわゆるサービス残業も、企業への一体感と、高額な住宅費や教育費を補う生活の必要性から広く受け入れられてきた。性別役割分業も、過酷な労働に身を置くサラリーマンと、それを支える専業主婦の組み合わせとして定着した。その結果、サラリーマンの生活はますます会社中心になり、家族や地域から浮いた存在になる。妻たちは余暇に、自分の趣味や子どもを媒介にした社会的ネットワークや、独自の生活世界を築くことで、なかば諦めつつ性的役割分業を受け入れていた。

1990年代になると、東西冷戦構造の崩壊と情報通信革命により経済の自由化とグローバル化が加速した結果、世界経済全体が市場経済の論理で競争する時代になった。日本はそのまっただなかでバブル経済が崩壊し、「失われた十年」といわれる経済的停滞に陥る。それは日本的経営の破綻と同時に、『モノ、カネ、資産』に集約される単一価値（数量的、手段的価値）を『豊かさ』の指標として最優先し、そのほかの多様で多元的な社会的・文化的生活の質的価値、自由時間や人間関係の『豊かさ』を切り捨ててきた一元的社会システムの行き詰まり」（大倉 2002:97）も意味していた。この頃の「生活」の特徴として、サラリーマンは会社、専業主婦は家庭と「場」が分断されている。また「活動」も別々になり、「個人化」している。

「生活」は普遍的なものだが、時代によってその内実は異なっていることが以上から分かるだろう。「生活」や「福祉」についての価値判断が変動することは、社会変動とともに、政策担当者や専門家、また住民の価値観も変動していることを表している。本論文では人間的な「生活」を、行動範囲や交友関係といった社会的ネットワークである「場」に重点を置くものと、そこで行われる経済に限定しないあらゆる「活動」を強調するものの、両方の意味を含むものと定義する。

¹ 「6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）」労働政策研究・研修機構（JILPT） | データブック 国際労働比較 2015 | 6. 労働時間・労働時間制度
http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2015/06/p197_6-1.pdf(2015.12.13)

2. 知的障害者の〈余暇活動〉支援の紹介

〈余暇活動〉がもつ力を探るために、現在行われている知的障害者の〈余暇活動〉支援を紹介する。歴史、規模、理念、活動という、四つの観点から分析する。

2. 1 スペシャルオリンピックス

スペシャルオリンピックスは、知的障害者にスポーツ・プログラムを提供する国際的な組織²である。1968年にアメリカで設立され、1975年から4年ごとに国際大会を開催している。1962年にジョン・F・ケネディ大統領の妹であるユニス・ケネディ・シュライバーが知的発達障害のある子どもたちを招き、自宅の庭を開放して夏季デイキャンプを行ったのがはじまりで、その後もアメリカとカナダの数十ヶ所で同様のキャンプを創設し、運動競技で好成績の者を表彰するようになる。1968年には約1000人を集めて「スペシャルオリンピックス」を開催した。この競技会の成功を受け、同年にスペシャルオリンピックス財団（のちのスペシャルオリンピックス国際本部）が設立された。1988年に国際オリンピック委員会から「オリンピック」の名称使用を正式に認められている。

名称の複数形は「日常的なトレーニングから世界大会にいたるまで、いつでも、世界中のどこかで、この活動が行われている」ことを示す。日本は1981年に加盟し、同年に第一回全国大会を開催した。スペシャルオリンピックス日本は1994年に設立され、現在では世界170ヶ国以上で、440万人のアスリートと100万人のボランティアが参加している。

知的障害者がスポーツを通じ自立と社会参加を目指す取り組みであり、競技性の高いパラリンピックとは異なる。年間を通じて日常的にスポーツのトレーニングをする機会と、その成果の発表場所である協議会を提供している。

スペシャルオリンピックス日本は、アスリートの様々なチャレンジを支援する事業を行い、スペシャルオリンピックスムーブメント普及のために活動をしている。ボランティアとコーチの育成、全国大会の開催、世界大会への日本選手団派遣を主に、スペシャルオリンピックス活動の普及・促進にむけて活動している。各都道府県単位でスペシャルオリンピックス活動を実践、推進する組織として地区組織を認証し、国内におけるスペシャルオリンピックス活動の普及を目的とした活動を、都道府県ごとの独立した組織／団体として都道府県での活動を行っている。地域でのスポーツトレーニングプログラムの提供及び、地区競技会の開催、ナショナルゲームへの地区選手団派遣などを行っている、なかにはNPO法人などの法人格をとって活動をしているところもある。

2. 2 エイブル・アート

「エイブル・アート (ABLE ART=可能性の芸術)」とは、既存のアートとは異なる可能性が内在している障害のある人たちの芸術活動を促進し、新しい芸術の可能性を広げてい

² スペシャルオリンピックス日本 <http://www.son.or.jp/>(2015.12.18)

く活動の総称のことで、1995年に奈良県を本拠とする「たんぼぼの家」の播磨靖夫理事長らによってつくられた言葉である³。

1994年に現在のエイブル・アート・ジャパンの前身である日本障害者芸術文化協会が設立され、行政・企業・市民のコラボレーションをはかる戦略的なアプローチを展開してきた。活動の主体となるエイブル・アート・ジャパンは、「社会の芸術化、芸術の社会化」をキーワードに活動するNPO法人である。他にも、企業メセナや地域住民によるコラボレーションなど、社会福祉の枠を超えて様々な層の人間が関わりうる運動といえる。

対象となるのは障害のある人をはじめ、生きにくさを抱えている人など、障害の種別や有無にかかわらず。芸術文化活動を通して、自らを自由に表現する場やしくみをつくり、より多くの選択肢のなかから豊かな生き方を発見することをサポートしている。作品の発表や販売の環境を整え、様々な手段を用いてアクセスするための機会と環境をつくっている。アートを通して、だれもが豊かに生きることのできる社会の実現を目指している。

活動の目的としては、障害のある人たちが表現活動を通じて生きる尊厳を獲得することと、障害のある人たちのみずみずしい感性あふれる表現活動を通じて社会に新しい芸術観や価値観を創ることを挙げている。エイブルアート・カンパニーは特徴的な事業のひとつといえるだろう⁴。エイブルアート・カンパニーは、障害のある人がアートを仕事にできる環境をつくることを目的に2007年に設立された。障害とアートを軸に活動してきた3つのNPOが共同で運営している。障害のある人のアート（絵画・イラスト・書など）を、広告や商品のデザインに使用することを仲介し仕事につなげている。

2. 3 移動支援

移動支援は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」と略す）にもとづき、地方自治体によって提供されるべき必須事業である。障害者総合支援法は大きく自立支援給付と地域生活支援事業に分けられ、移動支援は後者に属す。必ず実施しなければならない必須事業とその他としての任意事業があり、移動支援は必須事業に含まれる。

旧法の「自立」に代わり、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を目的とする。また、障害福祉サービスに関する給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うことにしている。地域生活支援事業の目的は「障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施すること」⁵とされている。地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成

³ ABLE ART JAPAN エイブル・アート・ジャパン <http://www.ableart.org/>(2015.11.27)

⁴ Able Art Company <http://www.ableartcom.jp/top.php>(2015.11.29)

⁵ 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律について」厚生労働省 | 障害者総合支援法が施行されました http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sougoushien/dl/sougoushien-06.pdf (2015.12.28)

年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化について触れられている。

詳しい内容は実施する自治体によるが、神奈川県川崎市では「障害者自立支援法第 77 条第 1 項第 3 号に規定する移動支援事業として、屋外での移動に困難がある障害児・者を対象に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進するために実施するもの。」⁶と定義されている。

3. 〈余暇活動〉を支援すること

3. 1 障害者福祉の社会的責任

2章から、知的障害者の〈余暇活動〉支援の意図として、社会参加と自己実現という二つの要素が読み取れる。これら二つは、ライフサイクルのなかで立ち現れる一般的な課題といえる。なぜ知的障害者の社会参加と自己実現に支援が必要なのか、障害者が社会の一員としてどのように位置づけられているのかを確認することで、社会参加を妨げる要因について整理する。

吉本(2007)は現代社会に生きる人間を、生物的、精神的、社会的という三つの側面から分析をした。生物的側面とはヒトとして、飢えや環境から身を守りながら生命を維持することを指す。他の生物と区別できる精神的側面として、感情をもつこと、言葉や文字を使用すること、事物を制作することなどが挙げられる。最も特徴的な社会的側面は、社会を形成することだ。生産物を流通させ、それらを商品として購入し、生活を維持している。この社会構造を可能にしているのは、「労働力」という特殊な商品の存在である。使用することで物を制作し、その「労働」が賃金と交換される。経営者は、労働に費やされる人間の精神的、肉体的な能力を買っているといえる。人間は社会的存在として、労働力が「健康で文化的な生活」を送れるだけの賃金と交換された時にはじめて、生活が成り立つということだ。生活上の様々な購入や選択は、賃金の多寡によって決まる。社会的側面が、生物的、精神的側面を左右することが分かる。

労働力は、性別、年齢、学歴、体力などによって評価される。このような資本主義社会において障害者は、平均的な労働力をもたない「不完全労働力」として位置づけられる。就職することが困難なうえに、採用された場合は健全な労働者より低い賃金となる。そのうえ、現代社会は利潤追求のために様々な生産物を商品化しており、健康や生命の維持のための医療、介護もまた例外ではない。食事、入浴、排泄、外出などが一回または時間単位で、介護料あるいは利用料として商品化されているのだ。人の命や基本的な行動が利潤の対象となっているといえる。医療費や交通費をはじめとして、障害があるゆえに必要な生活上の支出が多いにもかかわらず、扶養している家族あるいは障害者本人の収入によって家計を維持していくことは非常に難しいという現実が見えてくる。

⁶ 「川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱」川崎市公式ウェブサイト
<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/cmsfiles/contents/0000008/8270/file15407.pdf> (2015.12.18)

松友(1999)は知的障害者の人権侵害を、様々な場面で虐待を受けることと、参加や受給および行動などの制限を受けることの二つに大別した。前者が「積極的な侵害」とすれば、後者は「消極的な侵害」であると表現している。資本主義社会の構造と価値観が障害者の生活を困難にしている現状は、「消極的な侵害」にあたるだろう。障害者福祉の支援や援助は、社会的な仕組みと責任によって行われるべきである。

3. 2 〈余暇活動〉の可能性

人間の能力を効率性で測る厳しい社会構造が、障害者の生活を困難にさせていることを確認したが、いまさら資本主義から脱却するのは非現実的である。障害者の生活問題の原因はむしろ、このような社会構造によって生きづらさを感じている人間がいるにもかかわらず、無関心でいる人々の感受性にあるのではないだろうか。

吉本(2007)は障害者が一般的にどう見られてきたか様々な角度から分析していくなかで、同情、偏見、差別という語がよく用いられるとし、以下のように整理している。同情は、弱い立場にある者に対する思いやりや、かわいそうといった好意的な態度ととれなくもない。しかし、多くの場合「障害をもちながら生きていくことは、親にとっても本人にとっても不幸である」(吉本 2007:8)という障害者観にもとづき、同情はいわゆる健常者に対して寄せられる。「不幸であることは障害者であることではなく、不幸な社会に生まれたことである」(吉本 2007:8)という障害当事者の立場に立った発想は見られず、他人事として扱っているといえる。次に偏見は、先入観が固定化したもので、十分な知識や体系がないままにある考え方を身につけることである。これに対し差別は、偏見を行為として示している場合と区別する。障害者に対する偏見が社会の構成員に広く共有されていることが問題であり、解消のためには相互の自然な触れ合いが必要と指摘している。

資本主義社会は、「人間のもつちがい、すなわち差異に対して価値づけをしている相対的価値体系が支配している」(吉本 2007:12)といえる。これは労働力に限った話ではなく、運動や芸術においても成績や知識が「優れている」ことが評価される社会通念がある。もちろん功績や名作は世間に認められてしかるべきだとは思いますが、全ての物事を一元的な考え方で断ずるのは危険ではないだろうか。常に他者と比較され良し悪しが決められる社会は、非常に息苦しいものだろう。また他者に期待を寄せることは決して悪いことではないが、要望に沿うように努力すべきという圧力を生みかねない。劣っていると他者に判断されることや、期待に応えられなかったという不全感、自信の喪失につながる。自尊心を傷つけられると、活動する意欲や仕事ぶりに影響をおよぼし、悪循環に陥ってしまう場合が往々にしてある。

こうした価値体系を転換するための、同情ではなく人間的な共感を呼び起こす「相互の自然な触れ合い」として、〈余暇活動〉は非常に有効である。しかしそのためには、「文化とスポーツ」や「学びと遊び」のように分離されている 20 世紀型対立軸の見直しと、融合的な新しいコンセプトが求められる。藪田(2002)は、21 世紀が余暇を軸に成熟した文化の時代になるとして、「福祉文化」の創造を課題のひとつとして挙げている。

〈余暇活動〉についても、生物的(肉体的)、精神的、社会的という三つの側面から分析を試みる。レクリエーションやスポーツは人々の連帯と共生を実感できる重要な活動だが、

まだまだ一部の人だけに囲い込まれていて、本当にすべての人のものになっていない。さらに日本の余暇は、世代別に分断されている状態である。世代や性別、障害のあるなしを問わず、共に生きることの喜びを実感できるような、ユニバーサルな「レクリエーション」の開発が求められる。日本においてレクリエーションは、ダンスやゲームなど「集団的な遊び」としてレジャーと混同された見方が一般的に定着し、文化やスポーツのまがいものだと思われている。しかし、本来「作り直す」という意味をもつことから、人間の心と体を作り直し、元気を取り戻し、未来に向かって広げていくというように広く解釈すべきである。文化とスポーツを新たに統合した、創造的なものがレクリエーションでなくてはならない。

20世紀は、「芸術」から大衆芸能を分離し、専門家の高尚なものに高める一方で、芸術を商品化し大量消費する社会をつくってしまった。芸術のなかにもまたこのような分断が存在し、克服しなければならない。「美」に対する感受性の転換は、思想家・柳宗悦を中心に発足した「民芸運動」が参考になるだろう。民芸運動はそれまで「下手もの」と呼ばれ軽んじられていた、無名の職人による日用的で素朴な雑器に、「用の美」を見出した点において画期的であった。民芸運動の活動は決して堅苦しいものではなく、もともと蒐集家だった柳は、日用的でない品も好んで手元に置いた。また仲間内での不和や衝突の際は、議論を嫌い強いて意見を一致させようとはしなかった。結果として「民芸」は非常に幅広い考えをゆるやかに包括する言葉となり、時代や各々の立場によって都合よく解釈された。民芸品とは骨董を指すものでも、技術に凝った作品を指すものでもなく、人々の暮らしの移り変わりとともに柔軟に変化する。美は非常に主観的で曖昧だが、その捉え方が大いに個人にゆだねられていることこそが楽しみなのだ。というのも芸術には、鑑賞するときも参加するときも自分との対話がある。自らの感性に訴えるものを、実際に鑑賞してその直観を確かめることは、単純で素朴な快感がある。また自分の直観を作品として表現することも同様である。いわゆる芸術作品だけに価値があるという先入観を捨てることで、芸術を身近に感じさせ、何気ない自分の感覚を大事にできるようになるだろう。

近年は個人の楽しさを追及する個人的余暇に対して、社会に役立つことを重視する「社会性余暇」が台頭している。社会性余暇とは、自由時間デザイン協会（旧余暇開発センター）が「自由時間を通して積極的に人や社会と関わり、自分の趣味や関心にもとづく行動が結果的に社会に役立ち、そのことが自らの喜びや生きがいにつながるような、社会性を帯びた余暇」（瀬沼 2002:74）と定義した言葉である。大会や催しものにただ参加するのは個人的余暇だが、「手伝う、世話をする、企画する、教える、交流する、制作する、案内する」など相互的な行為が含まれる場合、社会性余暇といえる。「豊かさ」に対する感受性が変化しつつある現代日本においては、〈余暇活動〉によって生まれる自由な個人のつながりに重点が置かれているのだ。したがって〈余暇活動〉は個人の趣味の時間という面だけに集約されるものではなく、人と人をつなぐ社会的な活動に発展すべきものである。

4. 障害者福祉としての〈余暇活動〉支援

4. 1 ノーマライゼーションの原理

生活は人間に普遍的なものだが、生活や福祉についての価値判断は、社会変動とともに変質することを1章で確認した。本論文では人間的な「生活」を、行動範囲や交友関係といった社会的ネットワークである「場」に重点を置くものと、そこで行われる経済に限定しないあらゆる「活動」を強調するものの、両方の意味を含むものと定義した。既存の価値判断から離れ幅広いものに再解釈することで、その人自身の有限な生涯、ライフサイクルとしての固有な生活を表現したかった。しかし実際に知的障害者の生活を支援する場面では、ある不足の状態から、一定の「望ましい生活」を目指す援助が必要になるだろう。「望ましい生活」とは、だれがどのように判断できるのだろうか。

本論文ではノーマライゼーションの原理を用いる。ノーマライゼーションの原理とは、知的障害者やその他の障害のある人々に、生活している文化圏において「ノーマル」な状況や生活条件に、可能なかぎり近い生活パターンや条件を与えるものである。知的障害者も、日常生活や一週間／一年／一生において、可能なかぎり一般社会の人々に近い生活条件を得るべきということだ。知的障害者の発達と成熟および人生に、あらゆる形式の文化的状況がどのような影響を与えるか理解することが、ノーマライゼーションの原理の基盤となっている。ノーマライゼーションの原理を導入することによって、時代や地域に左右されない、普遍的な生活を想定することができる。

一見すると、軽度の知的障害者や、施設に入所していない人のみを対象としたものであると思われるかもしれない。理解を深めるために、ノーマライゼーションの原理が体系化された背景を見る。ノーマライゼーションの原理の発祥は、1950年代のスカンジナビアとされている。ノーマライゼーションの原理が成文化される以前から、隔離や分離を特徴とする施設に対する批判はあった。ただし当時は知的障害者の普通とは異なっている面を、知的能力にせよ、行動や社会的対応におけるものにせよ、一つの問題であるとみなし対処すべきと考えられていた。したがって、施設批判は、施設においてはこういった問題点に対処されていないという観点からのものだった。その論点は、有用であるか、または効果的であるといった臨床的な立場に立ったものになる。しかし、ノーマライゼーションの原理により、新しいタイプの批判が生まれてくることになった。施設における処遇は確かに効果的ではなかったが、本当に深刻なことは、分離された生活のもつ非人間性が価値のないような生活条件を生み出した点である。ノーマルな生活条件を得ることは一つの権利である。適切な生活条件に関する問題は、治療効果に関する問題としてよりも、一人の市民としての権利に関する問題であると捉えられるようになった。

ノーマライゼーションの原理は、ノーマルな生活という考え方を基準にしている。障害が重いか軽いか、あるいはどの国に住んでいるかに関係なく、すべての知的障害者に適用することができる。原理はすべての社会形態やあらゆる年齢層の人々に対して試用することが可能であり、また、個人の発達状況や社会の変化に応じて柔軟に対応できる。皆と同じになるということではなく、人々のなかで自分らしく生活し、自分の生活条件を可能な

かぎりノーマルにするという目的を実現させようとしている。

4. 2 社会参加としての〈余暇活動〉支援

障害者の社会参加を妨げてきた外部の要因は、社会構造および相対的な価値基準であると3章で整理した。ここでは改めて、障害者自身が抱える生きづらさを確認する。ニイエリ(2008)は知的障害を「ハンディキャップ」ではなく、相互作用の困難さであるとし、以下の三つに分類した。

- ① 他の人を適切に理解する困難さ：知的認識の障害・学習能力の低下
- ② 周辺を適切に理解する困難さ、その能力に限界がある
- ③ 自分を理解することの困難さ——障害の認識と参画の侵害

①は要求事項や他の人を理解する際の忍耐力が足りないことで、理解する困難さなどが行動の異常性を生み出すことを指す。これらの基礎的な困難さに対する支援は、教育学的さらに心理学的にも非常に優れており敏感に察知する能力が要求される。②は教育や生活上の訓練を受けていない、またはそれが満足のいくものでなかった場合に発生する。能力や経験が欠乏しているために、社会的体験に限界がある。社会とほとんど接触していなかったことにより、そもそもの障害が強化される。自分は一人の人間として受け入れられていないと感じることは、障害をさらに強化する。行動の異常性や機能の低下は、環境の不備や乏しい生活条件、親たち、職員や周囲の人々の不適切な態度による場合もある。③は自己肯定の困難さといえる。学習能力の低下、知識の内容に限界がある、参画が侵害されているといった事柄すべてが障害の認識、自己像や自意識に影響を与える。自分が知的障害者であるという認識は、自分自身を歪んで解釈したり、自己防衛的になり悲しみに引きこもったり、あきらめきった態度などを示したりする。こうした認識は人前で自分を主張することをより困難にするが、最終的には知的障害者も一人の人間として、自分に与えられた生活条件の下で生きていかなければならない。

これら三つの困難さを知的障害者の「負担」と呼ぶこともできるかもしれない。三つの困難さは相互に依存しあっているが、②の困難さは社会的な無視や欠乏により起こるものであり、独自に改善することが可能だとしている。それがその他二つの負担を取り除くまでには至らなくとも、軽減することはできるだろう。

②の困難さに対しては、発達を促す異なる環境での経験を、徐々に拡大していくことが必要とされる。ノーマライゼーションの原理にもとづく生活には、もちろんノーマルな余暇も含まれる。一般的に現代の人々は、一定の場所に住み、学校や職場とはまた別の場所で余暇を過ごしている。したがって、ある知的障害者が、〈余暇活動〉を自宅や施設でのみ行うことは間違っている。社会の一員として生活していれば、個人の関心や能力、また住んでいる土地の特性に従い、一人または小グループでの労働の場を見出しやすくなる。こういった事柄は、社会的な統合という面で意義のあることだ。適切な学校や職業を選択することからはじまり、その後、最終目的にあった住居形態や〈余暇活動〉を選んでく機能的な計画は、単に入所施設の解体を促進するだけでなく、知的障害者を在宅でケアしている

親たちにもより多くの選択の自由を与えることになる。知的障害者向け社会サービスによる機能的な計画は、障害者自身、その親たち、さらに社会へ、継続した発展のためのいくつも選択肢を与える。

②の改善が他二つの負担を軽減するということに関連して、③の困難さにおける自己実現という課題について考えたい。人は有限な一生を通して、自分が本当に自分らしい自分であるように、自分の生き方を選ぶ⁷。無理なく自分自身でいるために、それまでの人間関係のなかで受け取ってきた様々な自分のイメージを、これから出会う人々が自分についてもイメージとうまく調整しなければならない。こうしたアイデンティティの形成は通常、青年期の課題としてライフサイクルに立ち現れる。アイデンティティの確立とは、自分自身によっても、社会によってもうまくアイデンティファイされ、安定することである。しかし、知的障害者は他者／社会／自己に関する認識に困難がある。〈余暇活動〉において他の人から認められる体験は、社会的に意義があるだけでなく、アイデンティティを強化することにもつながるといえるだろう。

4. 3 これからの〈余暇活動〉

生活や福祉は社会構造によって決まる。生活や福祉に対する価値観や人々の感受性もまた、その時代の社会構造に左右される。資本主義社会の今でこそ、余暇は労働を前提にするものとして語られ、福祉における優先度は低い。しかし長い目で見れば、未来の社会がどのようなものかは予想の域を出ない。障害者にとって自らに関連する法律は日常生活に直接的に影響が出るにもかかわらず、福祉の対応が遅れることは少なくない。生活や人生を部分的に切り取る支援ではなく、包括的な視座が求められる。現在の、就労支援を主とする障害者福祉も、見直しの必要性が高まっている。

人生において最も重要なことは、どこに住んでいるかではなく、自分が生活している社会的環境や状況において、自分がどんな人であり、何をしているかということだ。〈余暇活動〉は様々な要素と機能をもち、自分自身や周囲の人々について考えなおすきっかけを与えてくれる。融合的な新しい〈余暇活動〉は、現在分断されている人同士の自然な触れ合いを可能にし、障害者に対する偏見や差別を解消する契機になりうる。ノーマルな〈余暇活動〉を体系的に広げていくことで、障害者の社会参加や自己実現を助けることができるだろう。

20世紀の個人化や大量消費社会の反省として、精神的豊かさを重視する「成熟社会」の傾向が強まってきている。いまだ〈余暇活動〉の新しい通念が打ち出されていないことに触れたが、言い換えれば、我々の生活に即した〈余暇活動〉を再解釈する時期が訪れているのだ。様々な要素をもちうる〈余暇活動〉はその分間口も広く、常に開かれている。自らの興味にもとづいた〈余暇活動〉を通じて、障害のあるなしや年齢・性別によらず、自然な交流を保てる社会が望まれる。お互いが身近な存在であるという感覚を得て初めて、社会の一員として、社会参加が達成されたことになるのではないだろうか。

障害者福祉の支援や援助は、社会的な仕組みと責任によって行われるべきことを確認し

⁷ 2009「改訂版 高等学校 現代社会」数研出版

た。政策担当者だけでなく、いわゆる健常者も、そして障害当事者も社会の一員であり、責任を担っている。政治にせよ〈余暇活動〉にせよ、まずは参加し、相互に関係を築いていくことが社会を変える一歩になるだろう。

おわりに

以上、本論文では知的障害者の余暇活動支援に対する問題意識から出発し、日本の余暇と生活、ならびに障害者福祉を捉えなおすことを試みてきた。その結果、障害者福祉の支援や援助は社会的な仕組みと責任によって行われるべきことを明らかにし、その責任を担う者としての自覚をもち相互な関係を築いていく必要性を述べた。

2章で確認した実際の〈余暇活動〉支援について、自らが再定義した「余暇」と「生活」にもとづいて具体的な検討ができなかったことを今後の課題としたい。

ゼミ選択のきっかけは兄だったが、美術など個人的に関心のあるテーマも多く盛り込んだので有意義な執筆になったと感じる。

参考・引用文献

- 阿部彩, 2011, 『弱者の居場所がない社会 貧困・格差と社会的包摂』講談社
- 伊藤高, 2007, 『あたらしい教科書 11 民芸』プチグラパブリッシング
- 今村仁司, 1998, 『近代の労働感』岩波新書
- 大倉秀介, 2002, 「企業中心社会から市民的成熟社会」日本余暇学会『余暇の新世紀 ポストモダンのライフスタイル』遊戯社
- 岡部修二, 2002, 「エイブル・アートにおける企業メセナ ～トヨタ・エイブルアート・フォーラムの例～」『ARTS POLICY & MANAGEMENT』第 16 号、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング芸術・文化政策センター
- http://www.murc.jp/_archives/artspolicy/newsletter/no16/16_3.pdf (2015.11.29)
- 表弘一郎, 2013, 『〈共生〉の哲学 ——リスクによる排除と安心の罫を超えて——』耕文社
- 杉野昭博, 2014, 「障害者総合支援法と参加に向けた支援」小川喜道、杉野昭博編『やわらかアカデミズム・〈わかる〉シリーズ よくわかる障害学』ミネルヴァ書房
- 瀬沼克彰, 2002, 「余暇の新世紀を探る」日本余暇学会『余暇の新世紀 ポストモダンのライフスタイル』遊戯社
- 藪田碩哉, 2002, 「新しい余暇概念の創出」日本余暇学会『余暇の新世紀 ポストモダンのライフスタイル』遊戯社
- 多田千尋, 2002, 『遊びが育てる世代間交流』黎明書房
- バーランド・ラッセル著、堀秀彦・柿村峻訳, 2009=1935, 『怠惰への讃歌』平凡社

播磨靖夫, 2002, 「新しい知と新しい美のムーブメント」『ARTS POLICY & MANAGEMENT』第16号、三菱UFJリサーチ&コンサルティング芸術・文化政策センター

http://www.murc.jp/_archives/artspolicy/newsletter/no16/16_2.pdf (2015.12.14)

廣野俊輔, 2014, 「移動と支援技術をめぐる当事者運動の議論」小川喜道、杉野昭博編『やわらかアカデミズム・〈わかる〉シリーズ よくわかる障害学』ミネルヴァ書房

ベクト・ニリエ著、ハンソン友子訳, 2008, 『再考・ノーマライゼーションの原理 ――その広がりとの現代的意義』現代書館

松友了, 1999, 「知的障害者の人権——問題の整理と基本的視点」松友了編著『知的障害者の人権』明石書店

三重野卓, 2004, 『「生活の質」と共生[増補改訂版]』白桃書房

森岡孝二, 1995, 『企業中心社会の時間構造 生活摩擦の経済学』青木書店

吉本充賜, 2007, 「障害と障害者——どの歴史と視点——」旭洋一郎・吉本充賜, 『障害者福祉論 基本と事例』学文社

ロナルド・ドーア著・石塚雅彦訳, 2005, 『働くということ グローバル化と労働の新しい意味』中公新書